

○沖縄県警察音楽隊の設置及び運用に関する訓令

(平成元年3月1日沖縄県警察本部訓令第3号)

改正平成3年3月30日訓令第4号平成14年5月24日訓令第12号平成29年12月18日

沖縄県警察本部訓令第33号

沖縄県警察音楽隊の設置及び運用に関する訓令（昭和53年沖縄県警察本部訓令第3号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、沖縄県警察音楽隊（以下「音楽隊」という。）の設置及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 音楽隊は、警察本部警務部広報相談課に置く。

(音楽隊の統括)

第3条 広報相談課長は、音楽隊員（以下「隊員」という。）の教養訓練及び演奏活動等について指揮統括するものとする。

(任務)

第4条 音楽隊は、演奏活動を通じて警察広報を効果的に推進し、県民との融和を図るとともに、警察職員の士気を高め、情操を豊かにすることを任務とする。

(編成)

第5条 音楽隊の編成は、次のとおりとする。

隊長	1人
副隊長	1人
楽長	1人
副楽長	1人
ドラムメジャー	1人
楽員	32人
カラーガード	若干名

(隊員の任免)

第6条 隊長は、広報室長をもって充てる。

2 副隊長以下の隊員は、警察職員のうちから警察本部長（以下「本部長」という。）が命ずる。

3 本部長は、第13条各号に定められた事項を遵守しない者、又は技術習熟の見込みがない者、若しくは隊員としてふさわしくないと認めた者についてはこれを免ずる。

(隊長、副隊長等の任務)

第7条 隊長は、次の各号に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 音楽隊の統制、管理運用に関すること。
- (2) 隊員の指揮監督及び指導教養に関すること。
- (3) 音楽隊活動の企画調整に関すること。

- (4) 音楽隊に属する楽器、備品等の維持管理に関すること。
- 2 副隊長は、隊長を補佐するとともに、隊長に事故があるときは、その任務を代行する。
- 3 楽長は、次の各号に掲げる任務を行うものとする。
 - (1) 演奏技術の指導及び訓練に関すること。
 - (2) 演奏、演技の構成及び演奏の指揮に関すること。
 - (3) 楽譜の管理に関すること。
- 4 副楽長は、楽長を補佐するとともに、楽長に事故があるときは、その任務を代行する。
- 5 ドラムメジャーは、行進演奏及びドリル演奏の指揮・構成を行うものとする。
- 6 楽員及びカラーガードは、演奏活動等に従事するものとする。
- 7 音楽隊を除隊した者について必要があるときは、演奏活動等に従事させることができる。
(演奏活動)

第8条 音楽隊の演奏活動は、おおむね次の行事等の場合に行うものとする。

- (1) 警察が主催する各種行事で、警察職員の士気の高揚、情操の育成並びに警察広報上必要があると認めたとき。
- (2) 警察以外の機関・団体の主催する公共的行事で、県民と警察との融和のため必要があると認めたとき。
- (3) その他、本部長が必要があると認めたとき。

(査閲)

第9条 音楽隊は、毎年1回特別演奏会を行い、本部長の査閲を受けるものとする。

(派遣の申請)

第10条 所属長は、音楽隊の派遣申請に当たっては、派遣を必要とする日の1か月前までに、警察音楽隊派遣申請書(様式第1号)により本部長に申請するものとする。ただし、申請期限が経過し、やむを得ない理由がある場合は、口頭又は電話でこれにかえることができる。

- 2 所轄警察署長は、警察以外の機関・団体等からの派遣要望があった場合は、その必要性を判断し、前項の規定を準用して申請するものとする。

(教養訓練)

第11条 広報相談課長は、毎月4回以上日時を指定して隊員に対する教養訓練を行い、演奏技術の向上を図るものとする。

- 2 広報相談課長は、隊員の演奏技術の向上を図るため、必要がある場合は、部外講師を招へいしてその指導を受けさせ、又は訓練の一環として部外の演奏会等に参加させることができる。
- 3 前2項の教養訓練については、事前に計画を立て、関係所属長と調整するものとする。

(所属長の協力)

第12条 所属長は、隊員の教養訓練及び演奏活動について理解を深め、これが効果的に推進されるよう協力するものとする。

(隊員の心得)

第13条 隊員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 音楽隊の任務を自覚し、規律を守り、品性を養い、奉仕観念を持って演奏活動に当たること。

(2) 隊員相互の融和を図り、一致協力するとともに、常に技能をみがいて演奏技術の向上に努めること。

(3) 楽器、被服等の保管及び手入れを適切にして、これを紛失又は損傷することのないようにすること。

(4) 演奏に当たっては、特に容姿を端正にし、品位の保持に努めること。

(楽器及び備品等の管理)

第14条 楽器及び備品等の管理については、次の各号に掲げる事項によるものとする。

(1) 楽器及び備品等については、常に良好な状態で使用することができるよう整備するとともに、隊長は、随時に楽器及び備品等の整備状況を点検しなければならない。

(2) 楽器及び備品等は、教養訓練、演奏活動や手入れ等のため持ち出すほかは、所定の場所に収納して保管するものとする。ただし、隊長が許可した場合はこの限りでない。

(服制及び服装)

第15条 隊員の服制及び服装は、沖縄県警察音楽隊員の服制及び服装に関する訓令（昭和53年沖縄県警察本部訓令第14号）に定めるところによる。

(備付け簿冊)

第16条 音楽隊には、次の簿冊を備え、必要事項を記録しておかなければならない。

(1) 隊員名簿（様式第2号）

(2) 備品台帳（様式第3号）

(3) 楽譜台帳（様式第4号）

(4) 演奏日誌（様式第5号）

(5) 訓練日誌（様式第6号）